

補遺 文政七年（一八二四）十月十一日 敵討に付口書の事

申十八才

敵討に付口書の事

四ッ谷塩町巻丁目

月行事

市右衛門申口

申四十八才

一昨暮六つ時過、町内往還にて、口論有之候旨承り候間、早速罷出候処、市ヶ谷七軒町安次郎店安兵衛儀、右膝・両腕其外数ヶ所切疵付、相果罷有、相手の者相知不申候処、相手の由にて自身番屋へ罷越、野州安蘇郡佐野植野村百姓源助悴、宇市と申者の由、右安兵衛儀は、七ヶ年以前真年父源助を打殺、逃去候に付、所々を相尋候処、行え相知不申候に付、当閏八月中御当地出店致、浅草平右衛門町源三郎店藤七方に止宿致、猶御当地所々相尋候て見当り候に付、帶し居候脇差を以、親の敵を討留候旨申聞候間、手当致候て、五人組・名主申聞、御訴申上候へは、御檢使被下置候

御役名不存 山田三十郎知行所

上州緑野郡阿久津村百姓

才市養子

宇 市申口

一私儀、親の敵討候に付、御檢使の上、御尋御座候処、私儀土井（利位：下総古河藩主）大炊頭様御領分、野州安蘇郡佐野植野村、百姓・足袋職仕候源助悴にて、右源助并私儀拾式才の節、上州高崎宿連雀町にて七郎右衛門店八五郎病死致候に付、引越世話致、源助弟子安兵衛一同職分致罷在り、七ヶ年以前六月四日、右安兵衛と源助申争へ致候処、安兵衛義、源助面部へ煮茶を掛候に付、（新筆）けいさんを以安兵衛左頭へ疵付候所、隣家の者共罷越、源助を隣家へ連行申有め候は、程過源助宅へ参り候所、安兵衛儀真木を以頭を打、疵付氣絶仕候処、村役人共罷越、聊の疵に有之間、安事候義無之旨申聞、色々療治仕候へ共、不相届、同六日に相果申候、安兵衛儀は東（速力）に逃去、右の段御領主松平（右京亮御延）右京大夫様御役所へ御届申上候へは、御檢使被下置、委細御調有之候由、其砌り私幼年に付、何の勘弁も無御座、其頃右七郎右衛門世話、前書才市養子に相成候処、成長随ひ右始末承り、残念に罷成候処、尤才市儀は無念流劔術指南仕候ものに有之候間、四ヶ年程稽古仕候、去々午年八月（マ）中去年七月迄上州・野州辺并御当地、心当り所々相尋候へ共、安兵衛行え相知不申候に付、一先国元へ罷帰り、当七月中、上州足利辺へ用事有之罷越候処、右源助弟子吉兵衛と申ものに出合、同人申聞候は、右安兵衛儀は江戸表に居候由、右吉兵衛止宿致候宿へ、江戸より職人参り、噂致候旨申聞候間、直に国許へ相帰り、閏八月三日浅草平右衛門町家主不存、粉名屋藤七儀、知人に付、同人方へ罷越、粉名

の手伝致、透を見合御当地所々相尋候へ共、見当り不申候処、右藤七悴藤蔵と申もの、四ッ谷内藤新宿三河屋徳右衛門と申者方に奉公致居候に付、私義折々藤七使に罷越し候間、道筋に安兵衛罷在候哉心付罷通り候処、先月十五日翹町拾貳丁目紀伊国屋と申足袋見世にて安兵衛見掛、其日は使の事に御座候間、藤七方へ罷帰り、翌日弥安兵衛に相違無之候哉、罷越候処、安兵衛に相違無之候間、同人居所養父才市方へ可申聞と存候処、不便に付、同廿六日国元へ相帰り候処、同人義は御用向にて日光表へ罷越候旨、家内の者共申聞候間、実父源助位牌を持参致、当月七日国元出立仕、同九日昼時頃紀伊国屋見世を見当に罷越候処、安兵衛細工致居候間、声掛対面可申と存候処

御成御当日にも有之候間、右鉢の始末仕候ては恐多御座候間、其夜は近辺立廻り罷在、翌日罷越候処、紀伊国屋見世に安兵衛不居合、討洩候ては残念に奉存候、其辺相尋候処、紀伊国屋より八九間も隔、三人連にて安兵衛通掛り候を、昼時頃見掛候に付、跡を付参り候処、市ヶ谷七軒町家主安次郎路治内(地カ)に候哉、安兵衛這入候に付、同人宅見届け置、同夜六つ時過罷越し、紀伊国屋使の由申、表へ連出し安兵衛様と声掛け候処、何者と安兵衛相答へ候に付、源助悴宇市、覚可有之旨申候へは、周章逃出候に付、追掛参り、親の敵と申ながら帯居候脇差を抜、後より右の足を切付候処倒、人殺の由安兵衛声立候に付、私義親の敵と呼り、不覚惣身切付候処相果申候、止め差申間敷旨、兼て承り候間、止め差候ては

如何存、胸元へ右脇差にて突通申候処、町役人に候哉大勢にて参り、私義自身番屋へ罷越、右始末申、町法通に取計呉候様申聞候義に御座候、尤敵討御願申(マ)可上と奉存候所、右の義は御法度の及承り候間、御願不申上候、右鉢始末におよひ候段、奉恐入候、年来の届相逢候上は、如何様の御仕置にも被仰付被下置候様、偏に御慈悲を奉願上候、実母儀は私九才の節相分(別)、何方に罷在候哉一向不存候、叔父宇八儀は野州佐野天明新町に罷在候、外に身寄無御座候

浅草平右衛門町

源三郎店 藤 七申口

申五十九才

一私儀兼て知人宇市儀、当閏八月中私を(頼)便り参り候に付、手前に差置候処、先月廿六日国元へ罷帰り申候処、町内より為知来候、依之子細は不存奉候へ共、右始末に及候段、私におひては奉恐入候、何分御聞濟奉願上候

市ヶ谷七軒町

家主 安次郎申口

申三十才

一私店安兵衛儀、前書の通り疵請候に付、御尋御座候、右安兵衛儀は独身者にて、翹町拾貳丁目小兵衛店喜三郎店請人の由にて、当

月二日店賃遣し候処、其砌私義風邪罷在候に付、店請状も取不申候段、奉恐入候、子細は一向不奉存候、死骸の儀は何分御慈悲奉願上候

麴町拾貳丁目

小兵衛店

喜三郎申口

申廿三才

同所拾壹丁目

茂兵衛店

吉兵衛申口

申四十七才

兩人申口

一喜三郎申上候、私方手間取安兵衛儀、疵請相果候に付、御検使の上、御尋御座候、私義足袋商ひ仕、安兵衛儀右吉兵衛世話にて、当八月中より折々手間に相雇候迄にて、子細一向不奉存候、尤吉兵衛義、私方へ世話致候に違無御座候処、同人義世話仕候事無之旨申立、甚不得其意、前書申上候通当八月中より折々相雇候者に御座候間、死骸は吉兵衛へ被仰付被下置候様、奉願上候

一吉兵衛申上候、前書始末に付、御尋に御座候、子細は一向不奉存候、右安兵衛義、同職の好身にて懇意仕、未八月中より五月迄手前に差置候処、四ッ谷伝馬町老丁目万吉借受候に付、店請人に相立候処、私方同居為致置候とみと申女子と密通致、当六月中誘ひ出し、同八月中とみ事取戻し候、右駄不束有之者に付、店請人に

相断り、一札取置、其後一向差構不申候処、私世話にて手間取に相雇候旨、喜三郎申上迷惑仕候、此段御聞濟奉願上候

安兵衛死骸改 歳三拾五六才に相見申候

- 一右の膝皮少々付切疵 卷ヶ所
- 一同股卷寸式三分程宛 同 八ヶ所
- 一同肘に五六分程宛 同 三ヶ所
- 一左膝上下卷寸式歩程宛 同 式ヶ所
- 一同腕に卷寸卷歩程宛 同 式ヶ所
- 一左腹に卷寸五歩程 同 卷ヶ所
- 一胸元に卷寸五歩程 同 同断

右死骸見分仕候処、明き店下水内に仰向相成、相果罷在候一位牌并脇差卷腰持参仕候、右の通町役人為立会、死骸相改申候承り候、以上

文政七申年十月十一日

四ッ谷塩町老丁目

- |         |      |
|---------|------|
| 月行事     | 市右衛門 |
| 五人組     | 長兵衛  |
| 同       | 源兵衛  |
| 名主      | 茂八郎  |
| 浅草平右衛門町 |      |
| 藤七家主    | 源三郎  |

御番所様

五人組 八兵衛

名主 平右衛門

市ヶ谷七軒町

安次郎五人組 忠兵衛

同 半蔵

名主 左内

麴町十式丁目

喜三郎家主 小兵衛

五人組 平右衛門

同所十一丁目

吉兵衛家主 茂兵衛

名主 与兵衛

檢使 田中権重郎

永谷太八郎